

公 示 送 達

下記の送達すべき書類について、送達を受けるべき者の住所・居住地が明らかでなく、送達不能のため、地方税法第20条の2及び茨木市市税条例第7条の規定に基づき公示送達する。

なお、当該書類は、茨木市総務部納税課において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

茨木市長 福岡 洋



記

1 送達する書類名 令和7年度市府民税第4期督促状

2 送達を受けるべき者 氏名 吉竹 美結 外 1 件

公示送達調査表

令和7年度市府民税第4期督促状

番号	送達を受けるべき者の氏名
1	吉竹 美結
2	石川 颯太